

薬生食監発0512第1号
令和2年5月12日
(最終改正：令和5年1月30日付け薬生食監発0130第3号)

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

乳及び乳製品の衛生証明書の取扱いについて

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第10条第2項及び食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和元年厚生労働省令第68号。以下「改正省令」という。）が公布され、平成30年6月28日付け生食発0628第1号及び令和元年11月7日付け生食発1107第3号により、改正法及び改正省令の内容等について連絡しているところです。

法第10条第2項及び改正省令による改正後の食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「施行規則」という。）第8条により、輸入される乳及び乳製品については、輸出国の政府機関によって発行された証明書（以下「衛生証明書」という。）又はその写しを添付したものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならないこととなりました。

当該規定については、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第121号）により、本年6月1日に施行されることから、本年6月1日以降に輸入される乳及び乳製品の取扱いを下記のとおりとしますので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

記

1. 衛生証明書の受入れについて

次の国については、衛生証明書を受け入れて差し支えない。なお、各国の衛生証明書様式は別添のとおりとする。ただし、オーストラリアから輸入される乳及び乳製品について、オーストラリア政府から電気通信回線を通じて、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に送信される場合には、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された衛生事項を確認すること。

また、その他の国からの輸入届出が提出された場合には、検疫所業務課を通じて当課まで連絡すること。

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イタリア、イラン、インド、ウク

ライナ、ウルグアイ、英国、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コロンビア、ジャージー、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、タイ、台湾、チェコ、チリ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、ブータン、ブラジル、フランス、ブルガリア、米国、ベラルーシ、ペルー、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マレーシア、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルグ、ロシア

2. 1に掲げる国から輸入される乳及び乳製品の取扱い

施行規則第8条に示す下記製品について、別添様式の衛生証明書により、施行規則第9条で定める事項について確認すること。なお、下記の乳製品には生水牛乳を原料として使用した乳製品が含まれること。

乳	生乳、牛乳、特別牛乳、生山羊乳、殺菌山羊乳、生めん羊乳、生水牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳
乳製品	クリーム、バター、チーズ（プロセスチーズを除く。）、濃縮ホエイ、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんぱく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳、発酵乳

3. その他

検疫所においては、施行までの間、施行規則第8条に示す品目（衛生証明書の添付が義務付けられている品目）の輸入届出があった場合には、輸入者に対し、衛生証明書の添付が法令に基づく輸入要件となったことを周知するとともに、施行後は必要な事項が記載された衛生証明書を添付するよう指導すること。